

平成24年6月8日
関西広域連合

「国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律案（仮称）」 に対する関西広域連合意見

今回提示された法律案について、下記のとおり意見を提出する。

記

1 「移譲事務等の根拠となる法律」は法案に全て明記すべき

法案では、事務等の移譲に関して、その対象を「別表一～三に掲げる法律により規定された大臣及び地方行政機関の長の権限に属する事務等」と規定する一方、「政令で定めるもの」との留保をかけている。（16～18条）

従って、移譲の例外とする事務等を肥大させないためにも、「移譲事務等の根拠となる法律は全て明記すること」は当然であり、また政令による移譲の例外は最小限とし、国出先機関を残存させないこと。

2 「国の関与は地方自治法 245 条に規定する範囲」であることを確認すべき

国の関与についても、政令委任規定となっているが、（これまでから主張してきたように）地方自治法の規定する範囲で必要最小限のものにするためにも、「国の関与は、地方自治法第 245 条に規定する範囲」であることを確認すべき。

（また、当然のことながら機関委任事務の復活は認めない。）

3 持ち寄り事務の内容によって、事務等移譲計画の認定が左右されてはならない

事務の持ち寄りについては、地方の自主性に任せるべきであり、持ち寄り事務の内容により、事務等移譲計画の認定が左右されたり、持ち寄り事務を認定の条件とすることがあってはならない。

4 市町村との関係にあっては、広域連合と市町村との「協議の場」などルール化を図るべき

事務等移譲計画及び実施計画の作成にあたり、関係市町村などの意見を聴くことについては積極的に対応したいと考えているが、そのために特定広域連合と関係市町村との「協議の場」を設けるなど適切なルールを設定してはどうか。

その他の留意点（詳細は別紙参照）

国出先機関原則廃止の本来の目的を達成するには、次のような点に留意し法律案を策定する必要。

- 5 特定広域連合が包括すべき移管対象となる国出先機関の管轄区域については、地方の実情に応じて柔軟に判断すべき。
- 6 執行機関や補助機関のあり方などは、広域連合の自主組織権を尊重すべき。
- 7 緊急時においては、国からの指示や要請に真摯に対応する。
あわせて、特定広域連合からの国に対する要請も可能にすべき。
- 8 財政上の措置について、事務事業や人員とあわせた‘丸ごと’移管であり、住民福祉向上の観点からも、「従来措置されていた予算額を必要な執行財源として確保する」など、より具体的に明記すべき。
また、財政上の措置について異議ある場合は、特定広域連合から国に対して要請ができるよう手続きを整えるべき。

改革を進めるための留意点（詳細）

1 移譲の根拠となる法律

「移譲事務等の根拠となる法律」は法案に全て明記すべき。

- 法案では、事務等の移譲に関して、その対象を「別表一～三に掲げる法律により規定された大臣及び地方行政機関の長の権限に属する事務等」と規定する一方、「政令で定めるもの」との留保をかけている。（16～18条）

従って、移譲の例外とする事務等を肥大させないためにも、「移譲事務等の根拠となる法律は全て明記すること」は当然であり、また政令による移譲の例外は最小限とし、国出先機関を残存させないこと。

2 国の関与

「国の関与は地方自治法 245 条に規定する範囲」であることを確認すべき。

- 国の関与についても、政令委任規定となっているが、（これまでから主張してきたように）地方自治法の規定する範囲で必要最小限のものにするためにも、「国の関与は、地方自治法第 245 条に規定する範囲」であることを確認すべき。（16～18条）
- 「特定広域連合等が処理することとされている事務」について、「（都道府県の自治事務と同種のものその他の政令で定めるもの）」と規定されているが、「その他の政令で定めるもの」について、自治事務、法定受託事務以外の新たな事務類型を認めるものであってはならない。（附則 2条）

3 事務の持ち寄り

持ち寄り事務の内容によって、事務等移譲計画の認定が左右されてはならない。

- 事務等移譲計画に規定すべき事項として、「移譲事務等と併せて実施しようとする特定広域連合を組織する地方公共団体の移譲事務等に関連する事務等に関する事項」とあるが、特定広域連合に持ち寄る事務の具体的内容等は、特定広域連合とその構成団体の自主性に任せるべき。（7条2項7号）
- 持ち寄り事務の内容により、事務等移譲計画の認定が左右されたり、持ち寄り事務を認定の条件とすることがあってはならない。（7条2項7号、4項、5項）

4 市町村との関係

市町村との関係にあつては、広域連合と市町村との「協議の場」などルール化を図るべき。

- 事務等移譲計画及び実施計画の作成にあたり、関係市町村などの意見を聴くことについては積極的に対応したいと考えているが、そのために特定広域連合と関係市町村との「協議の場」を設けるなど適切なルールを設定してはどうか。（7条3項、19条2項）

5 移管対象となる国出先機関の管轄区域

特定広域連合が包括すべき移管対象となる国出先機関の管轄区域については、地方の実情に応じて柔軟に判断すべき。

- 「移譲対象特定地方行政機関の管轄区域(当該管轄区域に含まれないこととするものについての相当の合理性が認められるものとして政令で定める区域を除く。)(略)」の「相当の合理性」については柔軟な判断をすべき。（2条3項）
- 構成府県の区域を超える区域に関する事務(例、三重県における熊野川流域の管理等)を実施するためには、当該区域を含む府県の関西広域連合への加入が必要とされているが、当該事務について、国に引き上げた上で広域連合に再委託するなど、別の手立てもできるよう、柔軟な対応も可能とすべき。（7条2項、4項）

6 広域連合の組織

執行機関や補助機関のあり方などは、広域連合の自主組織権を尊重すべき。

- 特定広域連合委員会への意見聴取(20条4項)、移譲事務等の執行を補佐する職の設置(21条)など、広域連合の組織及び執行体制について細かく規定し、義務づけをしているが、広域連合の執行機関、組織の在り方は特定広域連合の自主組織権に委ねるべきであり、法定すべきではない。
- 移管後においては、会計・人事等の総務部門を一元化するなど組織の効率化を図ることも必要と考えているが、そのような取組がこの規定により阻害されることがあってはならない。

7 緊急時対応

緊急時においては、国からの指示や要請に真摯に対応する。
あわせて、特定広域連合からの国に対する要請も可能にすべき。

- 「政令で定めるところにより、国の地方行政機関又はその職員とみなして」法令を適用する場合（23 条）について、災害対策基本法のみならず、「その他の国の地方行政機関又はその職員に関する法令の規定」も含んでいるが、適用範囲は必要最小限に限定すること。
- この場合、特定広域連合の長から移譲対象特定地方行政機関を管轄していた行政機関の長等に対し、職員の派遣その他必要な協力の要請権も必要と考えるが、この要請権は担保できるのか不明。

8 財政上の措置

財政上の措置について、事務事業や人員とあわせた“丸ごと”移管であり、住民福祉向上の観点からも、「従来措置されていた予算額を必要な執行財源として確保する」など、より具体的に明記すべき。

財政上の措置について異議ある場合は、特定広域連合から国に対して要請ができるよう手続きを整えるべき。

- 「必要な財政上の措置を講ずるものとする」との記載ぶりは、具体性を欠き不十分。事務事業や組織人員とあわせ、財源も‘丸ごと’移管すべきであり、住民福祉の向上確保の観点からも、「従来措置されていた予算額を必要な執行財源として確保する」など、より具体的に明記すべき。（38 条）
- 財政上の措置について異議ある場合は、特定広域連合から国に対して必要な措置の要請ができるよう手続きを整えるべき。
- 現に移譲元特定地方行政機関により使用されている国有財産（移譲の日において整備中のものも含む）について、「当分の間、政令で定めるところにより、当該移譲事務等の用に供するため、特定広域連合に無償又は時価より低い対価で使用させることができる」こととされている。
「対価を求める国有財産」は何を想定しているか不明であるが、国出先機関の移管に伴い、地方へ新たな負担を課さないこと。
（仮に有償の場合、相応する財源は交付金措置を求めていく。）（附則 3 条）